

## 一般社団法人明専会 理事候補者選出処理基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会（以下「当法人」という）役員（理事、監事）選出規則第6条の支部よりの理事候補者推薦に関する事務処理を定める。

(選挙区別理事候補者推薦)

第2条 支部よりの理事候補者推薦者は、代議員数等を勘案し、代議員選挙区別に、会長候補者枠1名、業務執行理事（常務理事）枠1名、その他必要に応じて設ける理事または監事の枠の1または複数名を除き、次のとおり、各選挙区を担当する副会長より推薦されるものとする。

選挙区 選挙区内調整担当者

(1) A選挙区：A選挙区担当副会長が選挙区内を調整する

(2) B選挙区：B選挙区担当副会長が選挙区内を調整する

(3) C選挙区：C選挙区担当副会長が選挙区内を調整する

(4) D選挙区：D選挙区担当副会長が選挙区内を調整する

(5) 大学特区：大学特区担当副会長が調整する

- 2 各選挙区よりの推薦者は、前項選挙区ごとに、選挙区内部調整担当者として記載された支部長と、常務理事が協議のうえ進めるものとする。
- 3 各選挙区の推薦候補者数は、役員（理事、監事）選出規則第6条第2項により、必要に応じ、理事会で見直しを行うことができる。

(支部長の役割)

第3条 各選挙区内の支部長は、選挙区ごとに、調整を担当する選挙区内支部長と協議のうえ、別途定められた枠数を原則として、代議員の中から選び、文書にて会長あて推薦する。

附 則

- 1 この処理基準は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 これにより、平成23年9月の理事会決議により定められた社団法人明専会 理事候補者選出処理基準を廃止する。
- 3 平成26年2月6日 誤記訂正
- 4 平成28年2月13日 一部改定
- 5 2018年5月19日 一部改定